

● 退去の手続き

入居者が公営住宅を明け渡そうとするときは、次の手続きを行ってください。

引越しが 決まったら	燕市役所営繕建築課公営住宅係の窓口に来庁するか同係まで連絡（下記立会い日時連絡先）してください。退去するまでの手順を説明するとともに、別紙「退去検査について」と明渡し時に必要な明渡届をお渡しします。（電話連絡の場合は後日必要書類を送付します。） また、引越し予定日も決まっていた場合、お伝えください。
---------------	---

↓

↓

住宅の修繕	畳の表替えまたは裏返しは必ず行ってください。 別紙の「退去検査について」により点検を行い修繕してください。 増築や模様替えをされた方は必ず自費で原状に回復してから退去してください。
-------	--

↓

↓

住宅の引越し	ご自身で必ず電気、ガス、水道、電話の使用料を清算して、次に入居される方に迷惑をかけないようにしてください。
--------	---

↓

↓

明渡しまでに	退去の1週間前までに燕市役所営繕建築課公営住宅係（下記立会い日時連絡先）へ連絡し、退去検査日を決めてください。 棟長や班長等に退去の連絡をし、共益費などの清算をしてください。
--------	--

↓

↓

退去検査 鍵の返却 明渡届	公営住宅係員が退去された方と立会いの上、退去検査を行います。検査日当日に明渡届をご持参ください。その時に鍵を返却してください。 なお、検査の結果、修繕が不備であるときは、係員が指示を出しますので、再度修繕を行ってください。 家賃は、退去検査終了日までの日割計算となります。
---------------------	--

立会い日時連絡先：燕市役所営繕建築課公営住宅係

電話 0256-77-8287（直通）

退去検査について

住宅の明渡しにおいて、下記内容の管理及び修繕が入居者の責任となっております。各事項を確認し、必要箇所は必ず検査日までに修繕をしておいてください。

点 検 す る 項 目
① 玄関の鍵が2つ、物置の鍵が1つありますか。無くした場合は合鍵を作ってください。(合鍵を上記の数以上所持している場合はすべて返還してもらいます。)
② 畳は表替え(または裏返し)をしてください。 劣化により新しい畳を入れ替える必要がある場合は事前にご相談ください。 (畳の上敷を敷いて使用した場合も同様です。)
③ 障子紙が破けていたら補修してください。
④ 故意に破損、汚損させた箇所はすべて修繕してください。 経年劣化している箇所はそのままで結構です。 (喫煙により壁紙が黄ばんでいる場合は壁紙の張替えが必要です。)
⑤ 室内の汚れはきれいに清掃してください。 換気扇などの設備や床下などの目につきにくい箇所も確認してください。
⑥ 植木、野草、草花などはすべて撤去し、外にあるゴミはすべて処分してください。
⑦ 模様替えした箇所はすべて原状回復し、増築物はすべて撤去してください。 例) 小屋、風除室、エアコン、瞬間湯沸器、風呂釜、照明器具、網戸、 TVアンテナ、BSアンテナ、ガスコンロ、物干し台、家財道具など 自前で持ち込んだものの撤去。自転車の移動。インターネットの移設等。

